

環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定 に関する特別決議

平成 27 年 11 月 18 日

全国町村長大会

環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定に関する特別決議

平成 27 年 10 月 5 日、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉の大筋合意がなされた。

今回の合意は、幅広い分野に影響を及ぼすとともに、農林水産業においては、中山間地域のみならず相対的に条件が整った農業地域にも深刻な打撃を与える懸念がある。このことは、食料自給率の低下を招くとともに、「美しく活力ある農山漁村」の構築が妨げられ、地方創生を推進する上で支障となりかねない。

全国町村会は、昨年 9 月に農業・農村政策のあり方について提言を行い、その中で「都市・農村共生社会の創造」を主張し、国土保全や水源の涵養、環境・景観の維持等、農山漁村が有する価値の重要性を訴えてきた。

政府においては、これまで以上に国内農林水産物の品質や安全性に対する国民の理解を深めるとともに、影響を受ける農林漁業者が希望をもって経営に取り組めるよう、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

1. 国内農林水産業の振興

(1) 重要 5 品目については、以下の対策も含めた、強力な振興施策を速やかに講じること。

- ① コメについて、新設された国別枠の買い上げに対する万全の財政措置と、飼料用米等に対する直接支払交付金、経営所得安定対策への十分な財政措置
- ② 麦について、マークアップの削減により生じる経営所得安定対策の財源不足に対する十分な財政措置
- ③ 牛肉・豚肉について、経営安定特別対策事業等の拡充、これら事業の法制化と十分な財政措置
- ④ 乳製品について、酪農経営安定対策の拡充と十分な財政措置
- ⑤ 甘味資源作物について、現行の糖価調整制度の維持が可能となるような十分な財政措置

- (2) 重要5品目以外の、林産物、水産物、果樹等については、生産基盤や流通体制の整備、国内需要の喚起、燃油・飼料代等の生産コスト対策等、確実に再生産が可能となる諸施策を講じること。
- (3) 所得の向上による担い手の育成・確保、生産力の向上、6次産業化等による高付加価値化、国内外の新たな需要の開拓など、農林水産業の体質強化対策を講じること。
- (4) 多くの関税が長期にわたり段階的に削減されることから、これらの影響やその根拠となるデータを毎年度詳細に開示すること。その上で、各品目における影響に対し、機動的かつ継続的に対応できるよう、十分な資金を有する「TPP対策基金」を創設すること。
- (5) 今後の貿易交渉にあたっては、今回の大筋合意の内容を前例としないこと。

2. 農山漁村の活力の維持

今回の合意による影響は地域によって多様であり、その農林水産業振興対策は、地域の実情に最も通じた地方自治体が、多面的機能を十分発揮させつつ「農山漁村の振興」とのバランスをとりながら実施するべきものである。過度に農林水産業の生産性を追求した振興策は、地域の働く場やコミュニティ形成の場を喪失させ、農山漁村人口の減少を招き、農山漁村の活力維持を阻害するおそれがある。

政府においては、地方自治体が、農業経営力の強化や6次産業の育成など、農村の価値を高めるような独自の対策を、上記の観点から主体的に実施できるよう、国が用途の大枠を決定した上で、地方自治体に客観的な基準により配分する、既存の補助金を統合した新たな交付金「農村価値創生交付金（仮称）」を創設するべきである。

我々も政府とともに、これらの施策を通じ、農山漁村の価値を向上させ、その活力の維持を図るため、全力を挙げて取り組む決意である。

以上決議する。

平成27年11月18日

全国町村長大会

